令和4年7月1日時点

いしかわUIターン就業促進交通費助成金ＱandＡ

○富山県や福井県からの来県も対象になりますか。

→対象になります。

○学生の交通費に対する支給も助成対象になりますか。

→今回の助成は社会人を対象としており学生は対象にしておりません。

○宿泊費相当も含めて支給している場合、宿泊費も対象となるか

→宿泊費も含めて支給している際は、交通費分についてのみ対象とする。ただし、交通費と宿泊費の区分けが出来ないパック旅行に対しての企業の支出については、交通費として対象とする。

○企業からILACへの提出物の添付書類には、訪問者の支払いについての領収書は必要か

→ILACへ提出する添付書類は企業が訪問者に支払った事についてのものであり、訪問者が交通費で支払った事についての領収書までは不要です。企業の支出の根拠資料として保存ください。実費相当ではなく、定額支給の場合は規定を保存ください。

○訪問者が当社以外も訪問していても対象となるか、また、その際に他社でも交通費支給を受けていた際はどうなるのか

→貴社への訪問及びそれに対して貴社から交通費支給されていることが要件であり、貴社以外への訪問及び受給は貴社への助成金には影響しない

○家族帯同の来県の際に、会社が家族分も含めて交通費を支給した場合、助成金は家族も対象になるのか

→対象にならない

○助成金は申請後どの位でいただけるのか

→申請書類に不備が無い場合、申請書がＩＬＡＣに到着した日の翌月末を目途とする

○助成金の申請件数に上限はありますか

→上限はありませんが、予算の範囲内での助成のため、年度途中に終了となる場合がございます

○企業要件はありますか

→企業規模や本社所在地等についてはございません

○県内にサテライトオフィスしかない場合でも対象になりますか

→県内に登記された事業所を要件とはしておらず、本県へのUIターン就業のための来県を目的として、県内に所在する貴社のサテライトオフィスへの訪問の場合も対象になります

○実家の会社を訪問する際も対象になりますか

→訪問者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人の場合対象になりません